

令和5年7月20日
総務教育常任委員会資料
教育指導部学校教育課

市立中学校教諭の非違行為について

加古川市教育委員会

1 概要

6月27日(火) 市内中学校教諭が、令和5年4月、知人女性の性的な姿態が撮影された画像等を、電気通信回線を通じて他者に繰り返し提供したことにより、兵庫県教育委員会から処分された。

2 当該教諭について

加古川市立 [] 中学校 教諭 [] () 歳 []

3 処分の内容

停職6月

4 事案の概要

- 令和5年4月、上記教諭は、以前に交際していた女性の氏名、住所等の情報、同女性裸体が写った画像及び同女性との性行為中の動画を、電気通信回線を通じて他者に繰り返し提供した。
- 同月18日(火)、上記教諭は、警察からリベンジポルノ防止法違反の容疑で家宅捜索を受けるとともに、同女性への行為について事情聴取を受けた。
- 同月19日(水)、上記教諭が警察から事情聴取を受けたこと及び同女性への行為について校長に報告したことで、本事案が発覚した。
- 6月27日(火) 県教育委員会で処分の伝達が行われた。
- 刑事処分：未定

5 教育委員会の動き

- 4月19日(水)、事案の連絡を受け、詳細の確認と今後の対応等について校長へ指導を行った。
- 5月8日(月)、定例校長会で非違行為の防止について周知徹底を図った。
- 6月27日(火)、臨時校長会を開催し、非違行為の防止について、教育長名で市内全小中養学校に対して通知を行い、再度周知徹底を図った。

6 当該校での再発防止策

- 校内研修の実施(非違行為防止の徹底)
- 生徒のケアに努める。